

(案)

~森林と海が共生する粟島浦村~
粟島浦村森林整備計画

計画期間

自	令和	7年	4月	1日
至	令和	17年	3月	31日

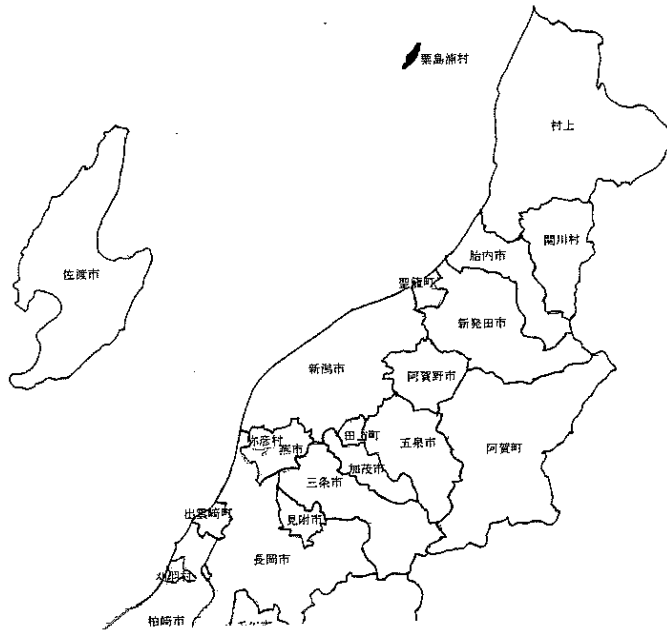
(令和7年3月 日公表)



新潟県岩船郡
粟島浦村

栗島浦村森林整備位置図

栗島浦村の位置

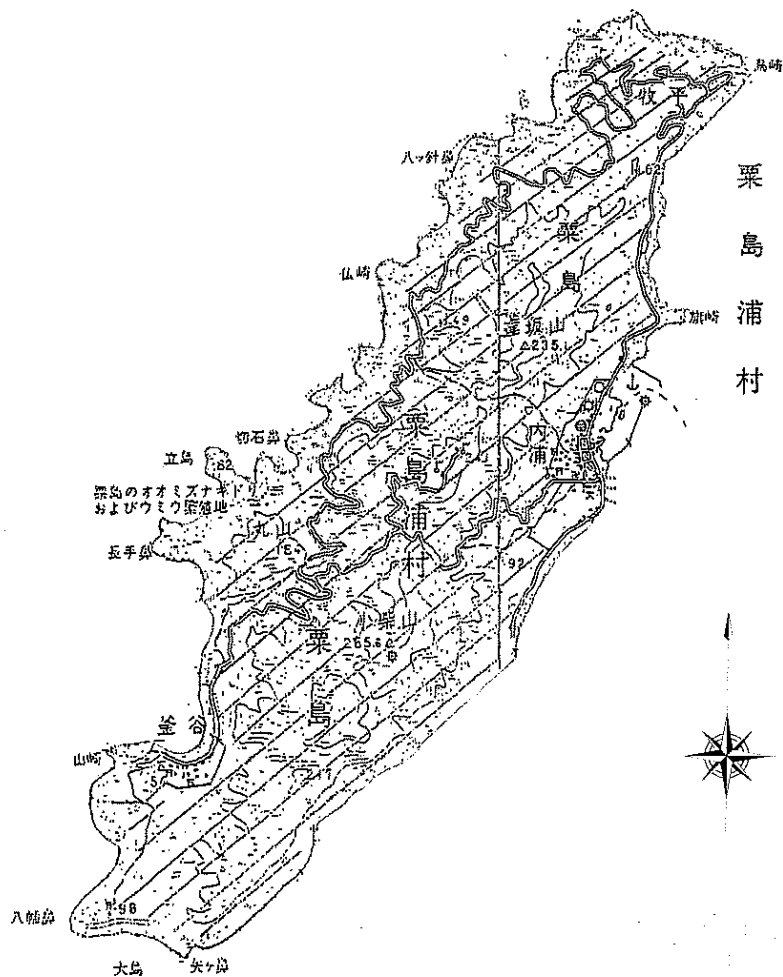


東 経 極東 139° 16'
極西 139° 13'

北 緯 極南 38° 29'
極北 38° 26'

面 積 9.86 km²
周 囲 22.3 Km

エンベグ



凡	例
市町村界	-----
森林計画区界	-----
国有林	
民有林	
役場	○

縮 尺 1/50,000



目 次

～森林と海が共生する栗島浦村～

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	・ ・ ・ 1
2	森林整備の基本方針	・ ・ ・ 1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	・ ・ ・ 1
II	森林整備に関する事項	
第 1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	・ ・ ・ 1
2	立木の（主伐）の標準的な方法	・ ・ ・ 2
3	その他必要な事項	・ ・ ・ 3
第 2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する基本的な事項	・ ・ ・ 3
2	天然更新に関する事項	・ ・ ・ 4
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	・ ・ ・ 7
4	森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	・ ・ ・ 7
5	その他必要な事項	・ ・ ・ 7
第 3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	・ ・ ・ 7
2	保育の種類別の標準的な方法	・ ・ ・ 8
3	その他必要な事項	・ ・ ・ 9
第 4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	・ ・ ・ 10
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	・ ・ ・ 11
3	その他必要な事項	・ ・ ・ 12
第 5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	・ ・ ・ 12
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	・ ・ ・ 12
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	・ ・ ・ 12
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	・ ・ ・ 12
5	その他必要な事項	・ ・ ・ 13
第 6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	・ ・ ・ 13
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	・ ・ ・ 13

3	協同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	・ ・ ・ 13
4	その他必要な事項	・ ・ ・ 13
第 7	作業路網その他森林整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	・ ・ ・ 13
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	・ ・ ・ 14
3	作業路網の整備に関する事項	・ ・ ・ 14
4	その他必要な事項	・ ・ ・ 14
第 8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	・ ・ ・ 14
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	・ ・ ・ 15
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	・ ・ ・ 15
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第 1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	・ ・ ・ 15
2	その他必要な事項	・ ・ ・ 15
第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	・ ・ ・ 15
2	鳥獣対策の方法（第 1 掲げる事項を除く）	・ ・ ・ 16
3	森林火災の予防の方法	・ ・ ・ 17
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	・ ・ ・ 17
5	その他必要な事項	・ ・ ・ 17
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	・ ・ ・ 17
2	保健機能森林の区域内の森林における伐採、造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	・ ・ ・ 17
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	・ ・ ・ 17
4	その他必要な事項	・ ・ ・ 17
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	・ ・ ・ 17
2	生活環境の整備に関する事項	・ ・ ・ 17
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	・ ・ ・ 18
4	森林の総合利用の推進に関する事項	・ ・ ・ 18
5	住民参加による森林の整備に関する事項	・ ・ ・ 18
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	・ ・ ・ 18
7	その他必要な事項	・ ・ ・ 18

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

この計画は、森林法第10条の5に基づき粟島浦村長が立てる、粟島浦村内の森林整備と保全に関する計画で、粟島浦村の民有林を計画の対象とします。

計画期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間とします。次項で示す森林面積等については、令和5年度末現在の数値を表しています。

1 森林整備の現状と課題

本村は、新潟県の北部に位置し、日本海に浮かぶ海岸線22.3kmの一島一村の村であり、瀬波笹川流れ粟島県立自然公園区域となっています。

本村の総面積は978haで、うち森林面積（すべて民有林）は842haと86%を占めています。人工林はスギが主体であり、地理的条件から造林適地は少ないため面積は140haで人工林率は17%と低くなっています。そのうち、9齢級以下の林分が34haと24%を占めていることから、今後の森林整備は間伐を主体とした保育作業を実施しながら健全な森林育成に努めていく必要があります。

しかし、近年高齢化、後継者不足により森林の整備が行われない放置林が多くなってきており、今後諸制度を利用しながら村が主体となり森林整備を進めて行かなければならない状況になってきています。

2 森林整備の基本方針

（1）地域の目指すべき森林資源の姿及び森林整備の基本的な考え方と施業の推進方策

森林整備の推進にあたっては、下越地域森林計画において定められている8つの機能区分の中から、期待する森林の有する機能を「水源涵養機能」、「山地災害防止／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」、「木材等生産機能」の7つに分類し、前項の現状と課題を踏まえ本村の自然的、社会経済的な特質に配慮して、下表のとおり定めます。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

今後木材として利用可能な人工林が増加するのに伴い、木材の生産（搬出）を伴う森林整備が増えることが予想され、面的なまとまりをもった効率的な整備が望まれますが、本村においては過疎高齢化による担い手の減少、離島という地理的な条件、さらには極小規模の個人所有者が森林所有者となっている等、生産機能を考えると極めて厳しい環境にあります。しかしながら今後は木材生産や公益的機能の観点から森林施業が求められる場合は村が中心となり地元の合意形成をはかりながら外部の労務を利用した森林整備の促進を図ります。

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢*については、その樹種の平均成長量*が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均的な伐採齢及び地域内の森林の構成を勘案して定めるものです。主要樹種ごとの標準伐期齢の目安は下表のとおりとします。

なお、標準伐期齢は地域を通じた主伐の時期に関する指標として定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での伐採を義務づけるものではありません。

標準伐期齢					
スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他の 針葉樹	用材林 広葉樹*	その他の 広葉樹*
45	40	40	60	70	20

*標準伐期齢：森林生産力が最も高度に発揮される伐採の時期として設定する林齢。制限林の伐採規制や森林経営計画の認定基準等に用いられる。

*平均成長量：林木の体積（総成長量）をその時点の林齢で割った値。一般に、樹木の成長は若いうちは速く、成熟するとゆるやかになるため、平均成長量は山型のカーブを描く。

*用材林広葉樹：主に製材、合板用材等に利用される広葉樹。

*その他の広葉樹 主に薪炭材、食用きのこ原木等に利用される広葉樹。

2 立木の（主伐）の標準的な方法

主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については特に注意を必要とします。主伐にあたっては、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとします。

特に、伐採後の更新を天然下種更新による場合には、前生稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期等を考慮し、萌芽更新による場合には伐採樹種、林齢、伐採時期を考慮するものとします。

また、伐採作業に伴う集材の方法については、国通知「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」に即した方法で行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとします。

自然条件が劣悪なため更新の確保が困難と予想される森林にあっては、主伐を見合わせるか、伐採方法を択伐によるものとします。

また、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の植栽及び保育等を推進することとします。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進するものとします。主伐の標準的な方法は、以下のとおりとします。

ア. 皆伐

（基礎的事項）

傾斜が急なところ、風害・雪害・潮害等の気象害があるところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとします。公益的機能の発揮及び森林生産力の維持増進に考慮して伐採箇所分散に努め、1箇所あたりの伐採面積を適切な規模におさえるとともに、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅の森林を確保するものとします。

（保護樹帯の設置）

溪流周辺や尾根筋等をはじめ、気象害やなだれの防止、風致の維持及び生物多様性の保全のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設けることとします。

（伐採後の更新方法別の注意事項）

伐採後の更新を天然下種更新による場合には、種子の供給を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮するとともに、前生稚樹による更新を期待するために、刈り出して稚樹の成長を促進する等の施業を実施するものとします。

伐採後の更新を萌芽更新による場合には、優良な萌芽を発生させるため、樹木が成長を休止する10月から3月の間に伐採を実施し、芽かきで優良な萌芽を残します。

イ. 択伐

(基礎的事項)

単木又は帯状・群状を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合になるように伐採を行うものであり、材積による伐採率が30%以下（伐採後の更新を植栽による場合には40%以下）を超えないものとします。

(伐採方法別の注意事項)

単木的な択伐を実施する場合には、下層木に十分な光が当たり、かつ森林資源を枯渇させることのないよう、適正な材積伐採率と繰り返し期間で実施します。

帯状の択伐を実施する場合には、伐採の幅を10m未満、群状の択伐を実施する場合には、1スポットあたりの伐採面積を0.05ha未満に抑えることとします。

*択伐：主伐の一種で、森林内の成熟木を計画的に繰り返し抜き伐りする方法。

3 その他必要な事項

村長は、森林所有者等から提出された伐採届の内容が上記の方法に合致していないときは、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更するよう命ずる（※）ことができます。

※：森林法第10条の9

また、人工林内に侵入した竹が周辺森林を被圧する場合は、立木の伐採・除去、間伐等の施業と併せて当該竹林の除去を行うこととし、地域住民等が侵入竹の伐採・除去や荒廃竹林の整備活動や竹林整備のために施設や機械を導入する場合は国事業等を活用した情報提供を行うことにより整備を支援するものとします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消することを目的に行うものであり、その方法は人工造林又は天然更新によるものとします。

しかし、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。

伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、更新に当たっては花粉の少ない森林への転換を促進するため、花粉の少ない苗木の植栽や針葉樹林から広葉樹への導入に努めることとします。

なお、花粉の少ない苗木の選定については、成長に優れた特定苗木の増加に努めることとします。

(1) 人工造林の対象樹種及び標準的な方法及びその他人工造林の方法

(ア) 人工造林の対象樹種及び標準的な方法

人工造林の対象樹種	標準的な植栽本数	備 考
スギ	2,000～2,500本/ha	
アカマツ クロマツ	4,900～6,400本/ha	海岸林造成の場合
	2,000～2,500本/ha	上記以外
カラマツ	2,000本/ha	

ヒノキ、ヒノキアスナロ	2,000～2,500 本／ha	
キリ	200～300 本／ha	
ブナ、ケヤキ、ナラ類、カエデ類	2,000～3,000 本／ha	

(イ) その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	全刈筋置きを原則としますが、傾斜が 30 度以上の急傾斜地においては等高線沿いの筋刈り（筋状地拵え）とし、林地の保全に努めます。積雪の移動が植栽木に損傷を与えることが予想される場合は、階段切り付けを行います。
植付けの方法	下刈り等の保育作業の効率を考え、全刈地拵えの場合は正方形植えを標準とします。筋状地拵えの場合は、等高線に沿ってできるだけ筋を通して植え付ける。
植付けの時期	春は雪消えが遅く植え付け適期が短いことから、秋植えを標準とします。降雪まで 3 週間以上の期間をとれる時期に植え付けます。

なお、スギの造林適地は傾斜 25 度以下で最深積雪 2.0m 以下です。ただし、傾斜 25 度以下で積雪が 2.0m 以上の区域では雪が多くなるほど育成条件（地位）が要求されます。また、20 年生までに植栽木の樹高が平均最深積雪の 2.5 倍に達することが見込めない土地や、傾斜が 35 度以上の土地にあっては、雪害のため標準的な人工造林の方法による更新は困難です。このような土地に人工造林を行うことは、極力避けることとします。

(2) 伐採後の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を主伐する場合は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内とします。

また、択伐による場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内とします。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の方法

天然更新は、前生稚樹の状況、母樹の存在等の森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件及び林業技術体系からみて、天然力の活用により適確な更新が図られることが確実な森林において行うこととします。

天然更新には、主に根株からの更新を期待する萌芽更新「*」と、主に実生（種子から発芽した幼稚樹）による更新を期待する天然下種更新「*」とがあります。

更新の方法を天然更新とする場合は、現地の状況を継続的に観察し、必要に応じて天然更新補助作業を行います。

なお、天然更新補助作業の標準的な方法は下表のとおりです。

区分	対象	標準的な方法
芽かき「*」	萌芽更新	萌芽枝の成長に優劣が出てくる6～8年目頃に、最初の整理を行います。萌芽枝は、「根萌芽」を中心に発生位置の低い形質の良い優勢なものを残し、1株当たり4本以内、ha当たり5,000～6,000本を目標にします。
かき起こし (地表処理)	天然下種更新	ササの繁茂や枝葉の堆積により更新が阻害されている箇所について、重機等により堆積物の除去及び地表の掻き起こしを行います。更新対象樹種の種子が接地・発芽できる環境を整え、稚樹の定着を促進します。
刈り出し「*」	共 通	ササなどの下層植生によって天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲を刈り払い、稚樹の成長を促進します。
植え込み (補植)	共 通	更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植栽を行います。

*天然下種更新：天然に散布した種により後継の森林を育成する方法

*萌芽更新：林木を伐採した後の株から発生するぼう芽を成長させて林を更新する方法。

*刈り出し：ササなどの下層植生によって天然稚樹の生長が阻害されている箇所について、稚樹の周囲を刈り払う作業。

*芽かき：優良な萌芽稚樹を残すために行う萌芽枝の整理作業。

(2) 天然更新をすべき期間と完了基準及び主な更新樹種

天然更新をすべき期間は、森林の有する公益的機能の早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとします。

なお、天然更新の完了基準と主な更新樹種は下表のとおりです。

区分	内 容
更新対象地	① 伐採及び伐採後の造林の届出書において天然更新を計画した伐採跡地 ② 森林経営計画において天然更新を実施予定とする伐採跡地 ③ その他天然更新による更新の完了を判定する必要がある伐採跡地等
確認時期	更新対象地の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに現地確認により更新の完了判定を行います。 天然更新をすべき期間が満了した日において、更新の完了判定を満たさなかった場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽(人工造林)の実施を指導し、再度、更新調査等により更新の完了判定を行います。
更新樹種	将来、林冠を構成する高木性樹種 (主な更新樹種は下表のとおり)
完了判定	周辺の植生の高さを超える更新樹種の成立本数が3,000本/ha (立木度*3) 以上

天然更新の対象樹種 (下記の樹種が、ha 当たり 3000 本以上成立していること)

主な更新樹種

出現 頻度	落葉広葉樹						常緑広葉樹			針葉樹		
	樹種名	科名	萌芽能力	樹種名	科名	萌芽能力	樹種名	科名	萌芽能力	樹種名	科名	萌芽能力
高	アオダモ (別名:コハノホナリ)	モクセイ科	○	コナラ	ブナ科	○				アカマツ	マツ科	
	アオハダ	モチノキ科	○	コハウチワカエデ (別名:イサギマケ)	ムクロジ科	○				スギ	スギ科	
	アズキナシ	バラ科		タムシバ	モクレン科							
	イタヤカエデ (変種:アザミヤ、ウツロイタヤ、エゾイタヤ、オニイタヤ)	ムクロジ科	○	ナナカマド	バラ科	○						
	ウリハダカエデ	ムクロジ科	○	ハウチワカエデ	ムクロジ科	○						
	ウヅミズザクラ	バラ科	○	ブナ	ブナ科	×						
	オニグルミ	クルミ科	○	ホオノキ	モクレン科	○						
	カスミザクラ	バラ科	○	ミズキ	ミズキ科	×						
	キハダ	ミカン科	×	ミズナラ	ブナ科	○						
	クリ	ブナ科	○	ヤマグワ	クワ科							
中	ケヤキ	ニレ科	○	ヤマボウシ	ミズキ科							
	コシアブラ	ウコギ科	×	ヤマモミジ	ムクロジ科							
	アカシデ	カバノキ科	×	サワシバ	カバノキ科		ウラジロガシ	ブナ科	○	オオシラビソ	マツ科	
	アカメガシワ	トウダイグサ科		シナノキ	シナノキ科	○	シロダモ	クスノキ科	○	カヤ	イチイ科	
	アワブキ	アワブキ科	○	タカノツメ	ウコギ科	×	ソコゴ	モチノキ科	○	カラマツ	マツ科	
	イヌザクラ	バラ科		ダケカンバ	カバノキ科	×	タブノキ	クスノキ科		キタゴヨウ (別名:セウマツ)	マツ科	
	イヌシデ	カバノキ科	○	テツカエデ	ムクロジ科		ヤブツバキ	ツバキ科	○	ヒノキ	ヒノキ科	
	ウダイカンバ	カバノキ科	×	トチノキ	トチノキ科	×				ヒノキアスナロ	ヒノキ科	
	エゾエノキ	ニレ科		トネリコ	モクセイ科							
	エゾヤマザクラ (別名:オヤマザクラ)	バラ科	○	ナツツバキ	ツバキ科	○						
低	エノキ	ニレ科	○	ナラガシワ	ブナ科							
	オオバボダイジュ	シナノキ科		ニガキ	ニガキ科							
	カラスザンショウ	ミカン科		ネムノキ	マメ科							
	キタコブシ	モクレン科		ハクウンボク	エゴノキ科							
	クリ	ゴマノハグサ科		ハリギリ	ウコギ科	○						
	クヌギ	ブナ科	○	ハンノキ	カバノキ科	×						
	クマシデ	カバノキ科	×	ヒトツバカエデ	ムクロジ科							
	クマノミズキ	ミズキ科		ミズメ (別名:ヨダシミズメ)	カバノキ科	×						
	ケヤマハンノキ (別名:ヤマハンノキ)	カバノキ科		ヤマザクラ	バラ科							
	ケンボナシ	クロウメモドキ科		ヤマトアオダモ	モクセイ科							
低	サワグルミ	クルミ科		ヤマナラシ	ヤナギ科	○						
	アベマキ	ブナ科		シウリザクラ	バラ科	○	アカガシ	ブナ科	○	イチイ	イチイ科	
	イイギリ	イイギリ科		シラカンバ	カバノキ科	×	スダジイ	ブナ科	○	クロマツ	マツ科	
	イヌエンジュ	マメ科		シロヤナギ	ヤナギ科		モチノキ	モチノキ科		コメツガ	マツ科	
	ウラジロノキ	バラ科		ネコシデ (別名:ウツロシデ)	カバノキ科		ヤマグルマ	ヤマグルマ科		サワラ	ヒノキ科	
	エンジュ	マメ科		ハリエンジュ (別名:ニセアザミ)	マメ科	○				ネズコ	ヒノキ科	
	オオイタヤメイゲツ	ムクロジ科		ハルニレ	ニレ科	○				ネズミサシ (別名:ネズ)	ヒノキ科	
	オノエヤナギ	ヤナギ科		ヒナウチワカエデ	ムクロジ科					モミ	マツ科	
	オヒョウ	ニレ科	○	メグスリノキ	ムクロジ科							
	カシワ	ブナ科	○	ヤシヤブシ (変種:ミヤマヤシヤブシ)	カバノキ科	○						
低	カツラ	カツラ科	○	ヤチダモ	モクセイ科	×						
	コブシ	モクレン科		ヤマナシ	バラ科							
低	サイカチ	マメ科										

- 注 1 新潟県が過去に実施した「森林資源モニタリング調査」にて確認された新潟県内に育成する樹種のうち、図鑑等において高木性樹種とされる樹種を出現頻度別にまとめたもの。
- 注 2 萌芽能力については、「広葉樹施業の生態学」谷本文夫著及び「天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)」林野庁作成による。
- ：萌芽更新が期待できる
- ×：萌芽更新が期待できない
- 空欄：データなし

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

現況が針葉樹であり、林内に萌芽による稚樹が存在しないか母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在しないために更新が困難な場合に植栽で更新を図りますが村内では該当ありません。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

村長は、住民等からの情報提供又は調査等により次の3項目に該当する可能性又は事実がある場合は伐採の中止命令又は期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林命令を出すことができるものとします

- 1) 伐採によりその跡地において土砂の流出又はその他の災害の発生の可能性又はその事実が認められる場合
- 2) 伐採前に有していた水害防止機能が失われたために水害発生の可能性又はその事実が認められる場合。あるいは水の確保に支障をおよぼすと判断される場合又はその事実が認められる場合
- 3) 伐採跡地周辺の地域の環境悪化が懸念される場合又はその事実が確認できる場合

5 その他必要な事項

該当ありません。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1. 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐とは、林冠がうっ閉(べい)*し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐る伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に再び林冠がうっ閉するものをいいます。

間伐は、森林資源の質的向上を図りつつ適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率*により適期に繰り返し行うものとします。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の選択も検討します。

林齢区分	実施時期	標準的な方法
うっ閉してから標準伐期齢に達するまでの期間	5～10年に1回	本数伐採率を20～30%程度とし、雪害木、樹幹の不整木等から順に選定し伐採します。
標準伐期齢を超えてから主伐までの期間	10～20年に1回	本数伐採率を30～40%程度とし、材としての利用も視野に入れながら伐採木を選定する。伐採木の搬出効率を考慮しつつ、残存木の適正配置を確保します。

*うっ閉(べい):隣り合う立木の枝葉が触れあって、日光が直接地面まで届かなくなるような状態になること。

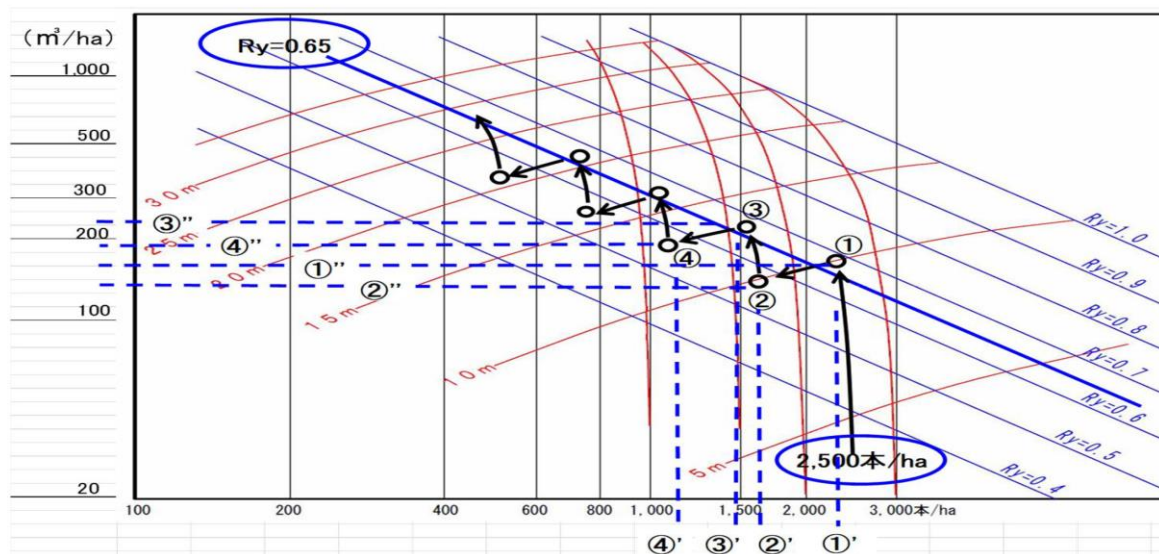
*適切な伐採率:森林経営計画の認定基準として、森林法施行規則第38条第3項に定められている間伐の基準は以下のとおり。「材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で実施」

間伐の目安となる収量比数(Ry)

林木の生育状況により、実際に間伐が必要となる時期は森林によって異なります。前項の標準的な時期と方法によらず間伐を実施する場合には、下記の収量比数を目安とします。

区分	収量比数	解 説
間伐の実施時期の目安	$Ry \geq 0.65 \sim 0.7$	収量比数が左の値を維持するように間伐を実施することを標準とします。
間伐 1 回あたりの伐採材積の目安	$Ry \leq 0.15$	間伐 1 回あたりの伐採量（材積）は左記の程度に抑え、林内の急激な環境変化を避けます。

（参考）裏東北・北陸地方スギ林分密度管理図



【図の見方】大径一般施業・地位Ⅳを行った場合

- 1 2,500本/ha植栽の場合、樹高10m程度の頃にRyが0.65を超える（①）（このとき成立本数2,340本/ha程度（図①'）、幹材積173m³/ha程度（図①''））。この時期に初回の間伐を実施し、残存本数を1,640本/ha程度（図②'）、幹材積142m³/ha程度（図②''）とする（このとき材積に係る伐採率は18%程度で、国が示す基準35%以下である）。
- 2 樹高12m程度に達した頃に再びRyが0.65を超えるので（図③）、2回目の間伐を実施し（このとき成立本数1,590本/ha程度（図③'）、幹材積241m³/ha程度（図③''））、残存本数を1,110本/ha程度（図④'）、幹材積198m³/ha程度（図④''）とする（このとき材積に係る伐採率は18%程度で、国が示す基準35%以下である）。
- 3 同様に、樹高成長にしたがって間伐実施を繰り返し、生産目標に応じた林分へ誘導する。
- 4 樹高成長が早ければ間伐実施の間隔は短く、遅ければ間隔は長くなる。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の実施にあたっては、森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木の配置に配慮し、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとします。

また、下刈りでは、作業の省力化、効率化の観点から植生の繁茂状況に応じて筋刈り、坪刈りの導入や下刈り回数の削減、実施期間の短縮も検討します。

保育の標準的な方法

保育の種類	実施 林齢	実施 回数	標準的な方法	対象 樹種
根踏み	2年生	1回	積雪の移動や風等により造林木の根が浮き、根抜けによる枯損が懸念される場合に実施します。 植栽の翌年の融雪直後に、植え付けた苗の周辺を足でよく踏みつけます。	全樹種
下刈り	2～7年生	1～2回／ 年	造林木の樹高が雑草木の1.5倍程度になるまで毎年実施します。 造林木の周辺を刈払い、成長の妨げとなる雑草木を除きます。雑草木の繁茂が著しい場合は、3年生までは年2回（6月上旬と8月上旬）とすることが望ましく、それ以降は年1回（6～7月）とします。	全樹種
雪起こし	4～15年生	1回／年	積雪の移動により発生する倒木及び斜立木を、わら縄等を用いて引き起こします。 樹高が2mを超える頃から開始し、平均積雪深の2.5倍程度に達するまで、毎年融雪直後に行います。 造林木の成長が盛んになる5月頃までに作業を終えられない場合は、作業効果が低下するので実施を見合わせます。	スギ ヒノキ その他針
除伐	11～25年生	1～3回	下刈り終了後、初回間伐までの間に雑木との競合がある場合に実施し、生育不良木及び目的外樹種を除去します。	全樹種
枝打ち	11～30年生	1～3回	良質材の生産や病虫害・雪害の防除を目的に枝を切り落とします。 樹高6mの頃に初回（枝下高2m）を行い、その後樹高が2～3m増すごとに繰り返し行います。作業効率を重視し、原則として除伐又は間伐の実施後に行います。 枝下高が生産目標の高さに達するまでを目安に実施しますが、枝下高が樹高の1／2を超えないように注意します。	スギ ヒノキ その他針
つる切り	随時	適宜	造林木に巻き付くつる類を取り除く作業です。林齢に関係なく、必要により実施します。	全樹種

3 その他必要な事項

ア スギ人工林における複層林施業の方法に関する指針

- ・ 現存する健全木と侵入してくる高木性広葉樹を育成することにより、針広混交林化を図ります。
- ・ 若齢段階では、スギの成立している本数が 1,000 本/ha 程度以下の場合、スギ不成績林として広葉樹の導入を検討します。
- ・ 若齢段階では主林木を健全に育成し、また下層植生の育成にも配慮します。樹冠長率*を 50%以上に保ち続けるため、収量比数が 0.5～0.6 程度の密度管理を実施します。

- ・ 成熟段階では、広葉樹の侵入や育成を促すため、収量比数が 0.4～0.5 程度の密度管理を実施します。
- イ 広葉樹林施業の方法に関する指針
 - ・ 高木性広葉樹等を積極的に育成します。
 - ・ 若齢段階前期では上層木を健全に育成するため、競合種や不良木等が主林木を被圧している状態である場合は除伐等を実施します。
 - ・ 若齢段階後期では上層木を健全に育成するため、収量比数が 0.6 程度の密度管理を実施します。
 - ・ 水源涵養機能及び山地災害防止、土壌保全の維持増進を目的とする場合には、特定の樹種にこだわらず、低木層や下層植生のよく発達した成熟段階の森林への誘導を図ることを基本とします。

＜複層林施業における注意事項＞

- ・ 整備が必要な広葉樹林については、主に上層間伐を強度に行って主木の成長を促すとともに、林冠の密度緩和を図り、下層植生の発達や後継となる稚樹の発生・成長を促します。
- ・ また、大径木のある高齢林分では森林をより早く原生状態の構造に導くために、上層間伐だけでなく、やや大きな林孔を造成（数本まとまった上層木の伐採・更新伐）することで、生育段階の異なったモザイク状の森林を目指します。
- ・ 将来の後継木となる前生稚樹の成長を阻害するササ等の草本類の繁茂が確認された場合、必要に応じて刈り出しを行い前生稚樹の成長を促します。

ウ 海岸マツ林の施業方法に関する指針

- ・ 海岸マツ林の前線部は、最も海岸に近く、潮風の影響を直接受けている場所であるので、この林分では間伐などの施業を行わず、飛砂や潮風等が林内に侵入するのを最小限に抑えるように留意します。また、海岸マツ林を保護するために、防風工などを施工します。
- ・ 前線部に続く林帯は、前線部によって厳しい環境から守られ、比較的林木の成長が良好となります。この林分は最も防災機能が発揮される場所でもあるので、環境保全機能が向上するように適正な密度管理を行います。
- ・ 防災機能を十分に発揮している海岸マツ林の内陸側の林帯は、前方の林帯に守られて、環境条件も安定してきます。この林分では常緑広葉樹や松くい虫抵抗性マツの導入も考慮し、松くい虫被害に対応した森林に改善するとともに、保健休養林としての機能も発揮させます。

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1. 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

下越地域森林計画に定められた区域設定基準に従い、公益的機能を重視する森林（公益的機能別施業森林のことをいう。以下同じ）の区域を別表 1 及び付図 1 のとおり定めます。公益的機能を重視する森林においては、公益的機能の維持増進を図る観点から、下表に定める施業を推進することとします。

なお、公益的機能を重視する森林の種類別の区分の場所は下表で定める。

【別表1】 公益的機能を重視する森林の種類別の区分と施業の方法					
ゾーニング区分	施業の方法	具体的な基準	森林の区域（林小班番号）	面積（ha）	図面色
水土保全林（水）	伐期の延長	・標準伐期齢に10年を加えた林齢に達するまでは主伐を行わないこと かつ ・伐採後の更新未完了の区域が連続して20haを超えないこと	2林班4小班～8小班、3林班1小班、3小班、4小班、4林班8小班、5～10林班、14～17林班(※但し、6林班、10林班3小班、15林班は除く)	479	水色
水土保全林（土）	長伐期施業	・標準伐期齢のおおむね2倍の林齢に達するまでは主伐を行わないこと かつ ・伐採後の更新未完了の区域が連続して20haを超えないこと	1林班1小班、2林班1～3小班、3林班2小班、6林班、10林班3小班、15林班	122	ページユ
人との共生林（快）	択伐によらない複層林施業	・標準伐期齢における立木材積の1/2以上の材積を常に維持すること かつ ・材積伐採率が70%以下であること	1林班2～3小班	9	赤
人との共生林（保健）	択伐による複層林施業	・標準伐期齢における立木材積の7/10以上の材積を常に維持すること かつ 【伐採後の更新を天然更新による場合】 ・材積伐採率が30%以下であること 【伐採後の更新を人工造林による場合】 ・材積伐採率が40%以下であること	1林班4～9小班	36	桃色
地域遺産林（文化）	択伐による複層林施業又は特定広葉樹の育成	択伐による複層林は上記による。 ・育成の対象とする樹種にあっては、その樹種の標準伐期齢における立木材積以上の材積を維持すること かつ ・それ以外の樹種にあっては、その樹種の標準伐期齢における立木材積の1/2以下の材積を維持すること	12～13林班	77	黄色
地域遺産林（生物）			11林班	45	紫

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）区域の設定

別表2のとおり。

【別表2】 木材生産林の区域			
ゾーニング区分	森林の区域（林小班番号）	面積（ha）	図面色
木材生産林（木材）	1林班10小班、4林班1小班～7小班,9小班	74	緑

このうち「特に効率的な施業が可能な森林」は、上記木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、

- ① 林班単位で人工林が過半であること。
- ② 木材生産機能「H」が過半であること。
- ③ 林班の傾斜区分の平均が25°未満であること。
- ④ 災害の発生のおそれがない森林であること。とし、

法律上の制限林ではないことを条件として必要に応じて定め、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととしますが、現在当村では「特に効率的な施業が可能な森林の区域」は該当ありません。

（２）施業の方法

木材生産林の区域内にあっては、多様な需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めることとし、その目的を達成するため、優先的な

路網整備や森林施業の集約化・機械化等を通じた低コストで効率的な森林整備や、木材生産を推進することとします。

なお、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林が公益的機能別施業森林と重複する区域にあっては、それぞれの公益的機能別施業森林の施業の基準に従うものとします。

3 その他必要な事項 該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本村においては森林の経営に対する森林所有者の意欲が必ずしも高くなく、高齢化などの要因もあり、森林所有者による自主的な森林整備が期待できないことから、意欲と能力のある事業体への委託による森林の経営の拡大促進と受託者を通じた森林経営の集約化を推進します。

また、林業事業体が主体的にかつ継続的に森林経営が行われるよう、地域の合意形成を図り、森林経営の受委託にあたっては、森林が持続可能な状態で面的に維持されるよう、人工林のみならず天然林も一体として保全・管理が行われるよう村が積極的な支援を行います。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

本村は、受託者となる林業事業体の誘致・育成に努めるとともに、受託者が森林整備を行うために必要な森林情報の提供・森林所有者へのあつせんを行い、受託者による森林経営計画の作成に対して支援策を講じることとします。

また、森林所有者に対しては、森林情報の提供や境界立会の実施の働きかけを行い、境界情報の整備に努め、森林に対する意欲の向上を図り、すみやかな森林の集約化を実現するための支援を行います。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

島内には森林組合や事業を担えるような組織は存在しないため、行政機関が中心となり受け皿となるよう働きかけを行います。これにより、個々の森林所有者同士が事業を共同展開できるよう近隣市町村の森林組合又は事業者と提携する等積極的に共同化を図り受委託を推進します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林経営管理制度に関する基本的な事項

適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ります。これにより山地災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進を図ります。

(2) 意向調査や経営管理権の設定対象に関する事項

経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、本村の森林経営管理事業

を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図ります。

(3) 経営管理実施権に関する事項

経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、村の森林経営管理事業による森林整備を進めることとします。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1. 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林所有者が共同で事業をしていけるような環境作りを推進すると共に、外部の事業者と共同で施業が実施できるような仕組みを整えます。村が中心となり共同化に向けた働きかけを行い、施業を推進することとします。特に、島外の事業体の受入を積極的に行い共同化の促進を図ります。

2. 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

島内には森林組合や事業を担えるような事業体がないため、村が中心となり受け皿となるような体制づくりを行います。この体制により、個々の森林所有者同士が事業を共同展開できるよう支援します。さらに近隣市村の森林組合又は事業者と提携する等、積極的に共同化を図ります。

3. 共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項

共同して施業を実施しようとする者は、一部の者の行為により他の者に不利益が生じることのないよう、あらかじめ、共同で行う行為の内容や共同で利用する施設の設置及び維持管理の方法等について書面等で明確にしておくものとします。

4. その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進する区域の路網整備水準の目安

傾斜区分	作業システム	林内路網密度*(m/ha)		区分別割合*
			林内道路*	
緩傾斜地(0°～15°)	車両系*	110以上	35以上	36%
中傾斜地(15°～30°)	車両系	85以上	25以上	43%
	架線系*	25以上	25以上	
急傾斜地(30°～35°)	車両系	60〈50〉*以上	15以上	9%
	架線系	20〈15〉*以上	15以上	
急峻地(35°～)	架線系	5以上	5以上	12%

*車両系作業システム:林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。(フォワーダ等を活用)

*架線系作業システム:林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。(タワーヤード等を活用)

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

森林施業に必要となる森林作業道整備については村が中心となり開設を進めます。作設工事中及び森林施業の実施中は公道や溪流に土砂が流出したり、土石が周辺に転落したりしないよう必要な対策を講じることとします。また粟島浦村は全域が県立自然公園に指定されているため、希少な野生動物や植物が生息しており、工事中及び森林施業の実施中にそれらの生息・生育情報を知ったときは、必要な対策について検討することとします。開設した森林作業道は、継続的に使用できるよう適正に維持管理を行うことを原則とします。内浦集落北部にある逢坂山周辺(字滝ノ上、字角ノ浦、字大浦戸、字正ノ宮等)には林材となるスギや広葉樹が多く育成されているため、森林所有者との協議を進め、より利用のしやすい森林作業道の整備を行います。

3 作業路網の整備に関する事項

比較的樹木の成長量が高い森林などにおいて木材等生産機能を高度に発揮させるためには、森林施業の集約化が必要であることから、地形・地質・林況等や幹線となる路網の利用区域を考慮しつつ、必要により効率的な森林施業を推進する区域を定め、森林作業道等の整備を集中的に推進します。

なお、現時点では、当村において計画中の森林作業路はありませんが、Ⅲの第1の鳥獣害対策に伴い、ニホンジカの捕獲作業をより効率的に進めるための作業路の開設を検討しています。

4 その他必要な事項 該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

村は、受託者となる林業事業体の誘致・育成に努めるとともに、受託者が森林整備を行うために必要な森林情報の提供・森林所有者へのあつせんを行い、受託者による森林経営計画の作成に対して支援策を講じることとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入においては、施業の合理化が図られるよう外部からの林業事業体を支援します。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

本村では平成14年頃にニホンジカが持ち込まれ、繁殖を行い、頭数を増加させています。平成23年頃より目撃例が増え、アカマツや広葉樹の幼木に角こすり被害が多発しています。猟友会や有害鳥獣捕獲を行う事業者が村には存在しないため、対策を講じないと天敵のいないニホンジカは一定期間後に爆発的に繁殖し、樹木の立ち枯れや樹皮剥ぎ被害が多発します。

鹿による樹皮害



(1) 区域の設定

村内の民有林全域とします。

(2) 鳥獣害防止の方法

「栗島浦村鳥獣被害防止計画」に基づき、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、将来に渡り森林の持つ水源涵養機能等の維持のため、関係者間で情報共有し、捕獲や防護柵の設置等、広域的な防止活動等を総合的かつ効果的に推進します。

なお、鳥獣害の防止については、平成26年4月1日制定の条例第11号「栗島浦村指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例」で定められた内容も遵守するものとします。

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策については、次の指針に沿って、病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

ア. 松くい虫被害対策

松くい虫被害については、森林病虫害等防除法第7の10第4項の規定に基づく地区実施計画で松林をその有する機能によって区分し、公益的機能の高い保全すべき松林においては、被害を終息させることを目標に、樹幹注入や伐倒駆除等の対策を講じるとともに、保全すべき松林の周辺については、保全松林と一体的な駆除事業を行いつつ、計

画的な樹種転換を図ることとします。

また、地域の自主的な防除活動の一層の推進を図ることとし、次の表のとおり区域を定めます。

区分	松林区分	対策の内容
保全すべき松林	高度公益機能森林（鳥崎）	学校や住宅地に隣接するまとまった松林で、防風林として重要な役割を担っている。野馬公園として親しまれている。樹幹注入と被害木の伐倒くん蒸によって保全を図る。
	地区保全林（テロウ）	村の南部村道 26 号線に接する松林。被害木の伐倒くん蒸によって保全を図る。
	地区保全森林（釜谷）	釜谷地区の多目的広場に隣接する松林。被害木の伐倒くん蒸によって保全を図る。
	地区保全森林（見山）	高度公益機能森林（鳥崎）の南側の区域でキャンプ場としても利用されている。樹幹注入と被害木の伐倒くん蒸によって保全を図る。
	地区保全森林（千苅）	内浦キャンプ場として利用されており、樹幹注入と伐倒くん蒸によって保全を図る。
	地区保全森林（日ノ見山）	汽船乗り場の正面に位置する弁天公園の松林で、弁天岩の松は村の天然記念物にも指定されている。樹幹注入と伐倒くん蒸によって保全を図る。
周辺松林	なし	なし

イ. ナラ枯れ被害

ナラ枯れ被害対策については、森林病虫害等防除法に基づき、公益的機能の高い保全すべきナラ林において、必要に応じて予防事業、駆除事業等の対策を講ずることとします。

（２）その他

森林病虫害等による被害の未然防止及び被害拡大防止のため早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県の行政機関や近隣森林組合及び森林所有者等との連携により被害監視から防除実行まで村の体制づくりを図りながら実施します。

2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）

森林の鳥獣害被害の動向を踏まえ、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備を考慮のうえ対策の効果的かつ経済的な方法を状況判断により検討します。

3 森林火災の予防の方法

広報や回覧等を利用した山火事警防活動を適時適切に実施し予防に努めます。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林又は森林に隣接する原野等において火入れを実施する場合には「粟島浦村火入れに関する条例」の規定によるものとします。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当無し

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内における伐採、造林、保育、その他の施業方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

本村において、森林経営計画を樹立し森林施業を行う際には、元来ある自然の景観の維持保全に努め、十分協議を行った上で間伐・除伐等を行うようにします。また、森林作業道の開設を行う際には、村民の居住区の周辺に森林がある事を認識し、土砂災害や汚泥の流出、運搬時の落石事故等に十分に留意します。

計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意します。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (h a)
粟島浦村全域	1~17 林班	842ha

2 生活環境の整備に関する事項

村内には、保安林に指定されている野間公園や逢坂山、小柴山など村民に親しまれる公園や山が存在しており、海岸部にはキャンプ場も開設されている。こうした自然豊かな粟島を体験するために自然体験学校を募集し粟島の自然と生活環境に理解を深めているが、島外から持ち込まれたニホンジカやノネコが繁殖しており、島内の生活環境を健全に維持するためにも有害鳥獣の捕獲等を推進していきます。



3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本村では、かつては盛んに竹材が生産され、村外へ移出されたが、現在は需要がなくなり、竹林の荒廃が課題となっています。この間、竹製品の開発や竹炭製造、竹チップの堆肥化などに取り組んだが、現在は停滞しています。引きつづき竹林の有効利用による地域振興を検討していきます。

4 森林総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林の公益的機能の維持増進を図る必要性のある森林について村の森林経営管理事業により森林整備を実施します。なお、実施後は必要に応じて保安林として対応していきます。

7 その他必要な事項

太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の運用が適正に実施されるよう県と情報共有を図りながら地域住民の理解が得られるよう連携するものとします。

また、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、宅地造成等工事規制区域の指定が見込まれる区域においては同法に基づき知事へ意見を述べると共に災害の発生が起こる可能性がある場合は知事に対し申し入れを行うものとします。